

つくばスタートアップパーク・コワーキングスペース申請上の注意点

対象者

つくば市産業振興センター（愛称:つくばスタートアップパーク）（以下「スタパ」という）は、つくば市産業振興センター条例第1条に基づき、次の目的で運用します。この目的以外の利用は認められません。

つくば市内における新規中小企業者を支援及び育成するとともに、中小企業者、教育機関、研究機関、官公庁、金融機関、起業家、投資家等の連携及び交流を促進することにより、新たな事業分野の開拓及び革新的な技術開発並びに新たな産業の創出を図り、もって持続可能な地域経済の発展に資する（条例第1条）

利用が認められない例

- ・スタートアップと関連のない事業でテレワークを目的としている場合
- ・会議室の利用のみを目的としている場合
- ・新たなビジネスモデルの創出や技術開発を伴わない創業を目的としている場合

申請方法

下記のスタパホームページで「会員登録のご案内」を確認のうえ、

<https://tsukuba-stapa.jp/service/#join>

「いばらき電子申請・届出サービス」 【コワーキングスペース用】つくば市産業振興センターコワーキングスペース等利用（変更）許可申請 より申請してください。

利用料の減免

利用料の減免対象者に該当する場合は、申請により利用料が減免されます。減免申請書とともに、それを証するものの写しを提出してください。

【減免対象者 減免割合 1/2】

- 1 つくば市内の新規中小企業者
- 2 筑波大学発ベンチャーとして認定されている法人
- 3 つくば市内の国立研究開発法人、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人の職員のうち専ら研究に従事する者で起業を計画しているもの
- 4 つくば市内の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）をいう。）に通学する者
- 5 過去2年以内につくば市スタートアップ事業コンサルティングに採択された者
- 6 過去2年以内にスタートアップに関するつくば市の補助金の交付を受けた実績がある者

- 7 過去2年以内につくば Society5.0 社会実装トライアル支援事業においてスタートアップ賞に採択された実績がある者

【減免対象者であることを証するもの（例）】

- 1 会社の登記事項証明書（現状を記載したものに限る。）
- 2 筑波大学発ベンチャー一覧（筑波大学公式WEBサイト）
- 3 所属する組織の身分証及び研究内容がわかる書類（論文等）
- 4 学生証
- 5 採択を証するもの（協定書等）
- 6 該当補助金の交付決定通知書
- 7 採択を証するもの（協定書等）

その他

利用者に対して出される利用許可は、建物賃貸借契約に該当せず、借地借家法等の賃貸借関係を前提とした法令の適用はありません。